

広島市安佐・安佐南地域包括支援センター 運営規程

1 相談窓口

(1)電話番号	082-879-1876
(2)FAX 番号	082-879-7764
(3)担当者	朝日千春 中野治子 遠藤真実 朝原圭美 俵輝己 山脇由紀 梶栗恵子 尾川善美 三上貴宏 梅田浩子
(4)受付時間	8時30分から17時30分

2 指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者

(1)法人名	広島医療生活協同組合
(2)所在地	広島市安佐南区中須二丁目19番6号
(3)電話番号	082-879-1111 (代表)
(4)代表者氏名	代表理事 理事長 坂本 裕

3 事業所の概要

(1)事業所の種類	指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
(2)事業所名称	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター (平成18年4月1日 広島市指定 第3400200121号)
(3)所在地	広島市安佐南区中須二丁目19番6号 虹の会館3F
(4)電話番号	082-879-1876
(5)管理者氏名	朝日 千春
(6)事業の目的及び運営方針	・目的 事業所及び代理人（地域包括支援センター）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要な介護予防サービス等を適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。 ・運営方針 ① 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。 ② 指定介護予防支援等にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏す

	ることがないよう、公正中立に行います。 ③ 指定介護予防支援等にあっては、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。 ④ 事業所は、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。 ⑤ 前項の介護予防サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成、保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
(7) 事業の実施地域	安佐・安佐南圏域（安佐、安佐南中学校区）
(8) 営業日及び営業時間	営業日 月曜日から土曜日までとします。 但し、国民の祝日、12月29日から1月3日まで、第2・第4土曜日を除きます。 営業時間 8時30分から17時30分までとします。 但し、土曜日は8時30分から13時00分までとします。 その他 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

4 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職 務 内 容
(1) 管理者	1 名	—	事業運営の管理・総合相談等
(2) 保健師	2 名	0 名	総合相談・介護予防ケアマネジメント等
(3) 看護師	1 名	0 名	認知症地域支援推進員
(4) 主任介護支援専門員	2 名	0 名	総合相談・関係機関とのネットワーク等 (内1名は管理者と兼務)
(5) 介護支援専門員	1 名	0 名	総合相談・介護予防ケアマネジメント等
(6) 社会福祉士	4 名	0 名	総合相談・権利擁護等
(7) その他	0 名	0 名	事務

(※上記のうち、介護予防支援事業所担当職員は9名)

5 指定介護予防支援等の提供方法及び内容

指定介護予防支援等は、利用者の介護予防に資するよう、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 提供方法

「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定）に従って実施します。

(2) 介護予防サービス計画の作成

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成します。
利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑥ 介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防支援等について、保険給付の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

(3) 介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ① 介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス計画の達成状況について評価します。
- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(4) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が介護予防サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における地域密着型介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7 業務の委託

- (1) 利用者が要支援者である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8 利用料

指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

9 契約期間

契約の期間は、契約書に準じます。

ただし、契約の期間の満了日の7日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新されます。

次条の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

10 契約の終了

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者が要介護者(要介護1～5)に該当すると認定されたとき
- ③ 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
- ④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)の利用を開始したとき

- (2) 利用者は契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき

- ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
 - ① 指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 1 高齢者虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止に関する担当者を選定します。

1 2 身体的拘束等に関する事項

- (1) 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 生命または身体を保護するために身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

1 3 業務継続計画（BCP）

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、感染対策担当者を選定します。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行うとともに研修を実施します。

1 4 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者

に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

1.5 苦情受付

- (1) 事業所に関するご相談・苦情を承ります。迅速かつ適切に対応するために窓口を設けます。苦情は常設の窓口で受け付け、クレーム対応マニュアルに沿って対応します。苦情を受けた場合、内容を記録し、市の照会に応じます。お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお話をお伺いいたします。
- (2) 利用者またはその家族は、提供した指定介護予防支援等に何らかの苦情がある場合、又は事業所が作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに苦情がある場合には、事業所・市または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

広島市介護保険課	(電話)	082-504-2183
安佐南区役所福祉課	(電話)	082-831-4943
広島県国民健康保険団体連合会	(電話)	082-554-0783

- (3) 事業所は、利用者またはその家族が苦情申し立て等を行った事を理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

1.6 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。
- (2) 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は指定介護予防支援等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (4) この規程に定める事項以外で、運営に関する重要事項は広島医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附則

平成18年4月1日より施行

平成19年4月1日変更

平成20年9月1日変更

平成20年12月1日変更

平成21年4月1日変更

平成21年5月1日変更

平成21年6月1日変更

平成21年8月1日変更

平成24年7月1日変更

平成24年7月16日変更

平成24年9月1日変更

平成 25 年 6 月 1 日変更
平成 25 年 11 月 1 日変更
平成 26 年 1 月 16 日変更
平成 26 年 4 月 1 日変更
平成 26 年 4 月 3 日変更
平成 26 年 4 月 16 日変更
平成 26 年 5 月 16 日変更
平成 26 年 11 月 1 日変更
平成 27 年 4 月 1 日変更
平成 27 年 10 月 1 日変更
平成 27 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 2 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 1 日変更
平成 29 年 2 月 16 日変更
平成 29 年 4 月 1 日変更
平成 29 年 6 月 10 日変更
平成 29 年 11 月 16 日変更
平成 29 年 11 月 18 日変更
平成 30 年 4 月 1 日変更
平成 30 年 4 月 17 日変更
平成 31 年 4 月 1 日変更
令和元年 5 月 16 日変更
令和元年 6 月 8 日変更
令和元年 8 月 1 日変更
令和 2 年 1 月 16 日変更
令和 3 年 2 月 18 日変更
令和 3 年 4 月 1 日変更
令和 3 年 11 月 1 日変更
令和 4 年 1 月 1 日変更
令和 4 年 3 月 1 日変更
令和 4 年 4 月 1 日変更
令和 4 年 12 月 1 日変更
令和 5 年 3 月 16 日変更
令和 5 年 4 月 1 日変更
令和 5 年 4 月 16 日変更
令和 5 年 5 月 1 日変更
令和 5 年 6 月 1 日変更
令和 5 年 6 月 10 日変更
令和 5 年 7 月 16 日変更
令和 5 年 10 月 1 日変更
令和 6 年 4 月 1 日変更
令和 6 年 8 月 16 日変更
令和 6 年 9 月 1 日変更
令和 7 年 1 月 21 日変更

